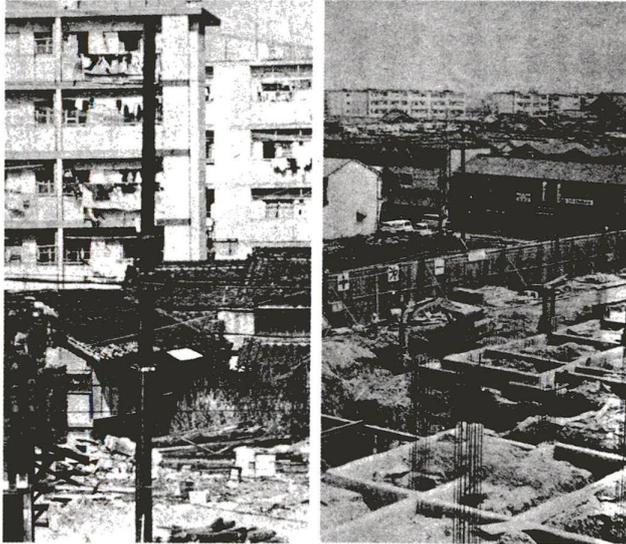




# 区のお知らせ

足立区千住一丁目50  
☎(882) 1111  
編集・発行/足立区役所

1 面  
同和問題を正しく理解しよう  
2 面  
解放運動の父松本治一郎の  
一生



(右) 総合開発計画がすすむ矢田地区 (左) 同地区の住宅建設

## 同和問題とは

さて、同和問題とは、被差別部落の問題をいいます。被差別部落問題とは、差別によって、全国六千部落、三百万人の人が圧迫されていることを指しています。

私たちがいま住んでいるこの足立にはまだいわれのない差別を受けている人がいます。日本国憲法が、国民は法のもとに平等であり、差別されないことと定めてから三十年、まだ職業を選択する自由、教育の機会均等を保障される権利、居住や移転の自由、結婚の自由などの基本的な人権を完全に保障されていない人がいるのです。

# 同和問題を正しく理解しよう

この差別は、実際の日常生活をすこすなかにあるのが問題です。部落の人だから人が嫌がる仕事をすること、考えたりするのあたり見方がもたれて、皮相中心の部落産業などで働くの

### 同和地区はなぜ出来残ったのですか

府は民衆から新しい支配者が出ることを定めて世襲制にしたのです。そして不満が起きないように、あの人達よりは自分がまだましと思うような階級を作り出したのです。

ええ、まだあるのです。内閣総理大臣の諮問を受けて、昭和四十年八月、同和对策審議会が行なった答申では、差別には、心理的、実態的、消極的の三種があるとされています。

### いまだ差別があるのですか

#### 私は差別していません

言葉や文字で侮べつ差別です。また不合理な見方によって、結婚や、就職、交際を拒むことをいいます。実態的差別とは、悪い環境や近代化されない職業構成、平均の数倍にもなる生活保護きわだって低い教育や文化の水準の事実がそうです。

消極的差別とは、前に記した心理的差別や、実態的差別をそのままに放置しておくことです。区民の皆さんは、おそらくこれまで具体的に差別的なことをいつたりしたりしたことはないかも知れません。またこの特集号や、区のお知らせのコラムを手に入れるまで、差別のことを忘れておいても知れません。しかしそこに問題があるのです。差別をなくすために皆さんが何かを積極的にしなければ、差別は続いてゆくのです。差別しないのではなく、差別がなくなるように、皆さんが行動されるようお願いした理由です。また区や都や国が実施する施策についても、何をどうすべきなのかご意見をお寄せ下さいれば幸いです。

### 東京の同和問題と

#### 同和行政の根拠

まえば箱根から東には、部落は無いものとされてきました。しかし、いまは各地でその存在が、明らかにされています。これまで東京と同和地区が次の理由によつて、この理由によつて、第一に、東京では大正大震災や太平洋戦争で、家を失った人が相対的に地価が安かった同和地区に、土地や家を求めて入りこみ、混在が進んで、地区がわかりにくくなつてしまつたのです。

さて、同和問題を解決するため、行政の根拠はどうなっているのでしょうか。国では、同和行政の重要性を考慮し、昭和四十四年同和对策事業特別措置法を制定しました。この法律では、人権問題としての事業の受益者である人の自覚とあひまわつて、同和地区住民の社会的、経済的地位の向上を、不当にはばんでいられるものを、十年間で解消することとしています。

こうした方針を国が取つたのは、遅れて近代社会に仲間入りした日本が、外国に早く追いつくように、富国強兵の政策を必要とすうので、どうしても安く働く人が必要だったからです。そうした働く人びとに、仕事も満足しない部落の人の存在は、私の方がかましましと思えたのです。

### 解放運動のあらまし

古いことはさておき、明治以後の運動は、まず有志の融和運動として始まりました。「同じ日本人なのに差別されているのは気の毒だ」とか「社会的なイデオロギは少なくしよう」といったことから、部落の人たちの衛生や身なりに気をつけられ、差別はなくなるもの、差別される者に責任があるのかのような、偏つた運動でした。ところが、大正七年の米騒動に加わつた人達、民衆の力を自覚して、水戸社を結成し、差別に對抗する運動をはじめました。その一つに、二面で紹介する松本治一郎氏が活躍した高松裁判事件があり、昭和八年、娘を誘拐したと部落の青年が同せいしていた女性の父親

# 解放運動の父 松本治一郎の一生

## 水平社創立される

松本が三十歳のとき当時の福岡県知事と、福岡市長が、旧藩主黒田侯の三百年祭の費用十万円を、県税の率に從がって、徴収することをきめた。

知事は、黒田氏の奨学金で大学を出、市長は、家老の家柄だったことが理由であった。

松本は「恩返しは良いが、それは自分の金でやるべきだ。強制して我々から金を取るのは反対だ」と、筑前叫草団を作って反対し、遂に知事に寄付は任意という訂正の通達を出させた。

部落を作ったのは、封建領主で

あり、我々を苦しめ続けたのに、どうしてその法事を盛大にする費用を部落の人が分担しなければならぬのかと考えたのである。

続く徳川家達の辞職勧告も同様の考えであった。部落を作り上げたのは、徳川幕府の政策なのだから、徳川家の者が、部落のあるかぎり、爵位などを受けるのは不合理だ……という気持なのである。

軍隊で差別があったと聞くと、福岡連隊にも抗議した。当時、軍に抗議するのは、命がけであった。しかし松本は、差別を許すことと生命と、どちらが大切かと考え

生命をかけたのであった。こうした運動を続けたため、逮捕があつた。父次吉がなくなつたときも、拘留されていた。そしてそのとき以来好んでいた酒やタバコをヒタリと止めた。

「好きだから止められたんです。タバコをのんでいると、検査された時に、のまないか」と誘惑されるのを恐れられたのです。結婚して、妻や子が運動の妨げになるのもいかに、とおっしゃり、ネクタイも検査される時、相手がつかみ易いからいらん、というのですから、生活のすべてを運動にささげられたのです。事情に合わない人はこう話している。

大正十一年三月三日、京都市崎公会堂で、これまで差別され、

迫害されて来た部落の人が、みづから人権をとりもどすことを宣言した。水平社の創立である。

「人の世に熱あれ、人間に光あれ」と宣言が読み終ると、拍手が波のように起つた。

紺ガサリの少年は「人の差別を不合理という先生が、私達を見る眼は冷たい。学校での侮辱を思うと、涙なくして話すことはできません」と訴えた。

九州水平社の創立は、大正十二年五月一日であった。二千人が集まつた創立大会で、もつとも大きな拍手は、次の提案を可決したときであった。

「委員長には、いま犠牲者となつて獄中にある松本治一郎氏をおしたい」

昭和十一年、松本は代議士になつた。差別があつた。高松事件で、公正とされて来た裁判所にまで、差別が起るようでは直接政府に発言力をもつことが必要と考えたのである。

国会の場で松本は、更に運動をくりひろげた。しかし、戦争が拡大するにつれ、戦争体制が強化されて、運動はだんだん下火になつてしまつた。

太平洋戦争が終つたあと、公職追放で、戦後第一回の総選挙に立てなかつた松本は、続く参議院選挙に、全国区で当選し、副議長になつた。

このとき正副議長が天皇に拝謁した後、しりを向けて退くことは

とり合わなかつた。このころ、新聞などで部落のことをとりあげたものがあつたが、いたずらに後進性を強調するが、同情に終つていた。松本は同情が差別を作り出すと、後年のように言っている。

「藤村が小説『破戒』を書いたのは、人間的な同情心からでした。多くの読者は、人間的な同情を寄せました。しかしそれが生み出したものは何でしょう。差別のうえに差別です。同情なんてものは、優越したものの差別の言葉なのです。」

他人の不幸は、たゞ見ておるかぎりでは同情することを正しいことと思つても知れないけれども、結局それは相手を見下した態度でしかないといふのである。

昭和四十一年十一月二十二日ついに部落解放の父と呼ばれた松本は、死の途に旅立つた。享年七十九才。

あこひげが真っ白になるまでの長いたかひは終つた。しかし一万人を超す市町客の前で、養子英一は涙をはい次のようにいつた。

「完全に解放する日は見なかつたにしても、父の歩いた道を全国の人がうけついで行くかぎり、父は一粒の麦、地の塩たり得たことを喜んでいよう」と。

巨星はついに墜ちた。だが、「不可侵不可被侵」をおかすべからず、おかされるべからずという生前の彼が年頭に必らず筆にしたその心は、いまでも受けつがれ語りつがれて、脈脈と波打つてゐるのである。

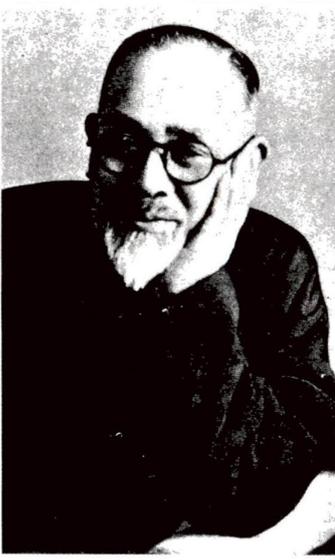
この文は、松本治一郎氏と生前に親交のあつた方がたから、広報課が取材し、作成したものである。

## 植えて見よ 花は育つ

松本治一郎(後に治一郎)は、明治二十年六月福岡市の被差別部落に生まれた。

三男三女の末っ子であつたが、博多は気の荒い所、別に甘やかされて育てられるようなことはなかつた。生家は五アールぐらゐの耕作をする農家で、そのほか包装用の竹の皮や、桐材を販売する仕事もしていた。小学校に入つて、友達がよく休むので気をつけて見ると、貧しいので子供も仕事をさせられると、部落の子だからと、イジメられるので厭になつてしまふことがわかつた。

彼は同級生だけでなく、上級生でも差別していじめられる者には対抗したが、先生はこんな差別を見て見ぬふりであり、かえつて作り出した。たとえば、そのころの学校には生徒に風紀番という当番があつた。他の生徒を監督するその順番が松本に廻つてくるのは、いつも冬休みの時だつた。



夏休みに生徒のいない時だつた。この頃、店先には水桶が置いてあつた。部落の人のお金は直接受取らず、水桶の中へ入れよ……というのである。またよそへ手伝ひに行つたときも、その家の茶碗では、食べさせてもらへなかつた。自分の家から茶碗をもつて行き、それに移して食べるほかなかつたのである。

その頃の彼の言葉に「植えて見よ花の育たぬ里じやない」がある。

どこに咲く花も変らず、住む人も少しも変らないのに、差別されなければならぬのはどうしてかと、その不合理を突いた言葉だつた。

そして、日本を脱出、中国大陸へ渡つたのは、明治四十年、彼が二十の時だつた。

正義感と不屈の精神と

中国で松本は別な差別を目にした。苦力や貧しい子供たちの群れ他国が中国を支配している実状である。彼は、「なぜ君たちは独立の運動を起さなさいのか」と知人に話しかけつた。しかしそのことが原因で日本に送還されてしまふのであつた。

この頃から部落解放運動は変化して行く。大正七年に米騒動が起り、ロシア革命が成功したことあつて社会運動化して行くのである。

こうしたなかで、松本は自分の不敏に当たると、横に動いていた習慣を「天皇は国家の象徴として尊敬しても、神様扱いはずべきでない」とし、こつとわつてしまつた。そのためこの横ばいは今では改められている。

このあと松本は、二度目の追放にあつた。この追放解除の申請には百万人も多くの人が署名したのであつた。

追放が解除になると、すぐにアジア民族親善協会を作り、互恵と平等を基調にした親善をと考えた。そして、特にアジアの各地で、差別されている人の解放に力をそそいだ。

インドの「不可触民」といわれ、もつとも差別されている人々の部落を訪問したとき、日本の差別徹底運動の指導者で、アジア諸国会議の団長と国境をこえて、熱狂的な歓迎を受けたことは有名である。

同和対策審議会の答申がなされたのは、昭和四十年であつた。この頃から松本は、健康を害しがちになつた。四十一年の三月軽い脳卒中で倒れ、五月には胃が痛いようでも吐き出すなど、暗い日が続

一粒の麦  
地の塩となつても

終生を部落解放にささげたその白いひげ、柔らかな目ざしが、きらりと光るの、いわれない差別を受ける人々を思うときです。幼ない時からの、たしかで、たゆまない足跡がいまもみんなに受けつがれて着実にふみ出されています。

その一生を追つて差別について考えましよう。

「藤村が小説『破戒』を書いたのは、人間的な同情心からでした。多くの読者は、人間的な同情を寄せました。しかしそれが生み出したものは何でしょう。差別のうえに差別です。同情なんてものは、優越したものの差別の言葉なのです。」

他人の不幸は、たゞ見ておるかぎりでは同情することを正しいことと思つても知れないけれども、結局それは相手を見下した態度でしかないといふのである。

昭和四十一年十一月二十二日ついに部落解放の父と呼ばれた松本は、死の途に旅立つた。享年七十九才。

あこひげが真っ白になるまでの長いたかひは終つた。しかし一万人を超す市町客の前で、養子英一は涙をはい次のようにいつた。

「完全に解放する日は見なかつたにしても、父の歩いた道を全国の人がうけついで行くかぎり、父は一粒の麦、地の塩たり得たことを喜んでいよう」と。

巨星はついに墜ちた。だが、「不可侵不可被侵」をおかすべからず、おかされるべからずという生前の彼が年頭に必らず筆にしたその心は、いまでも受けつがれ語りつがれて、脈脈と波打つてゐるのである。

このころ、新聞などで部落のことをとりあげたものがあつたが、いたずらに後進性を強調するが、同情に終つていた。松本は同情が差別を作り出すと、後年のように言っている。

「藤村が小説『破戒』を書いたのは、人間的な同情心からでした。多くの読者は、人間的な同情を寄せました。しかしそれが生み出したものは何でしょう。差別のうえに差別です。同情なんてものは、優越したものの差別の言葉なのです。」

他人の不幸は、たゞ見ておるかぎりでは同情することを正しいことと思つても知れないけれども、結局それは相手を見下した態度でしかないといふのである。

昭和四十一年十一月二十二日ついに部落解放の父と呼ばれた松本は、死の途に旅立つた。享年七十九才。

あこひげが真っ白になるまでの長いたかひは終つた。しかし一万人を超す市町客の前で、養子英一は涙をはい次のようにいつた。

「完全に解放する日は見なかつたにしても、父の歩いた道を全国の人がうけついで行くかぎり、父は一粒の麦、地の塩たり得たことを喜んでいよう」と。

巨星はついに墜ちた。だが、「不可侵不可被侵」をおかすべからず、おかされるべからずという生前の彼が年頭に必らず筆にしたその心は、いまでも受けつがれ語りつがれて、脈脈と波打つてゐるのである。